

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	米子市 国民年金事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米子市は、国民年金事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

米子市長

## 公表日

令和6年8月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金にかかる法定受託事務の他、日本年金機構との協力・連携のもと年金に関する相談業務等の実施。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得等受付及び管理 ②保険料の免除、学生納付特例等に関する申出受付 ③国民年金請求書受付 ④国民年金に関する各種届出・相談受付
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の46項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 保険年金課 電話 0859-23-5142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 保険年金課 電話 0859-23-5142

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I-5-①	市民環境部保険年金課	市民生活部 生活年金課	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月8日	I-5-②	保険年金課長 門脇 功	生活年金課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月8日	I-7、I-8	(省略)	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 生活年金課 電話 0859-23-5123	事後	見直しによる軽微な修正
平成31年3月8日	II-1、II-2	平成27年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月8日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年5月13日	IV-5		十分である	事後	見直しによる軽微な修正
令和2年7月17日	II-1、II-2	平成31年1月4日時点	令和2年5月19日時点	事後	再実施による見直し
令和3年7月1日	II-1、II-2	令和2年5月19日時点	令和3年5月13日時点	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	I-5-①	市民生活部 生活年金課	市民生活部 市民二課	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	I-5-②	生活年金課長	市民二課長	事後	見直しに伴う修正
令和4年7月1日	I-7、I-8	(省略)	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民二課 電話 0859-23-5142	事後	見直しによる修正
令和4年7月1日	II-1、II-2	令和3年5月13日時点	令和4年5月19日時点	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	I-5-①	市民生活部 市民二課	市民生活部 保険年金課	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	I-5-②	市民二課長	保険年金課長	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	I-7、I-8	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 市民二課 電話 0859-23-5142	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 米子市 市民生活部 保険年金課 電話 0859-23-5142	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	II-1、II-2	令和4年5月19日時点	令和5年6月12日時点	事後	見直しによる修正
令和6年8月21日	I-3	第9条第1項 別表第1の31項	第9条第1項 別表の46項	事後	番号法改正による修正
令和6年8月21日	II-1、II-2	令和5年6月12日時点	令和6年6月28日時点	事後	見直しによる修正